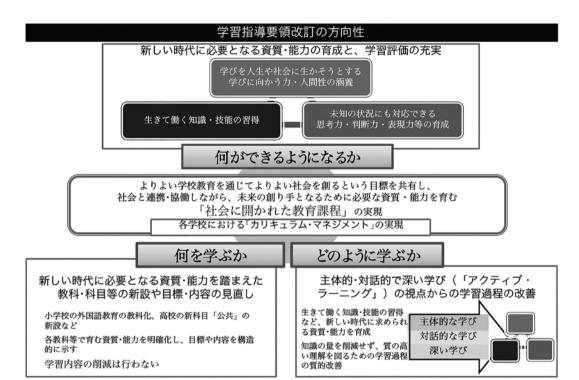
2019年度 教員採用試験対策 オープンセサミシリーズ 補足資料 高等学校 新学習指導要領(2018[平成30]年3月告示)について

# ♥東京アカデミー

## 高等学校 新学習指導要領(2018 [平成30]年3月告示)について

文部科学省では、中央教育審議会の答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(2016 [平成28]年12月)が出されたのを受けて、学習指導要領の改訂が進められ、2017 (平成29)年3月に小学校・中学校、2018 (平成30)年3月に高等学校の新しい学習指導要領が告示されました。以下にその概要をまとめました。



## ◆ 学習指導要領等の改善の方向性

(1) 学習指導要領等の枠組みの見直し

## (「学びの地図」としての枠組みづくりと、各学校における創意工夫の活性化)

- ・新しい学習指導要領等に向けては、以下の6点に沿って枠組みを考えていくことが必要となる。
  - (1)「何ができるようになるか」(育成を目指す資質・能力)
  - ②「何を学ぶか」(教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成)
  - ③「どのように学ぶか」(各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実)
  - ④「子供一人一人の発達をどのように支援するか」(子供の発達を踏まえた指導)
  - ⑤「何が身に付いたか」(学習評価の充実)
  - ⑥「実施するために何が必要か」(学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策)

## (新しい学習指導要領等の考え方を共有するための、総則の抜本的改善)

・学習指導要領等の改訂においては、総則の位置付けを抜本的に見直し、前述①~⑥に沿った章立 てとして組み替え、全ての教職員が校内研修や多様な研修の場を通じて、新しい教育課程の考え 方について理解を深めることができるようにすることが重要である。

## (2)教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現

- ・「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、子供たちに資質・能力を育んでいくためには、前項(1) ①~⑥に関わる事項を各学校が組み立て、家庭・地域と連携・協働しながら実施し、目の前の子供たちの姿を踏まえながら不断の見直しを図ることが求められる。こうした「カリキュラム・マネジメント」は、以下の三つの側面から捉えることができる。
- ① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校教育目標を踏まえた教科等横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。
- ② 教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連の PDCA サイクルを確立すること。
- ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。

## (3) 「主体的・対話的で深い学び」の実現(「アクティブ・ラーニング」の視点)

- ・子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結びつけて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、授業改善に向けた取組を活性化していくことが重要である。
- ・今回の改訂が目指すのは、学習の内容と方法の両方を重視し、子供の学びの過程を質的に高めていくことである。単元や題材のまとまりの中で、子供たちが「何ができるようになるか」を明確にしながら、「何を学ぶか」という学習内容と、「どのように学ぶか」という学びの過程を組み立てていくことが重要になる。

中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(2016 (平成 28) 年 12 月) 概要より抜粋

## ◆ 新学習指導要領の今後のスケジュール

2018 (平成30) 年4月1日 小・中学校において移行措置開始

2020 (平成32) 年4月1日 小学校学習指導要領施行(全面実施)

2021 (平成 33) 年 4 月 1 日 中学校学習指導要領施行 (全面実施)

2022 (平成34)年4月1日 高等学校学習指導要領施行(年次進行で実施)

## ◆ 改訂のポイント

## 1. 今回の改訂の基本的な考え方

- <u>教育基本法,学校教育法</u>などを踏まえ,これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための<u>資質・能力を一層確実に育成</u>。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する<u>現行学習指導要領の</u> 枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- <u>高大接続改革</u>という,高等学校教育を含む初等中等教育改革と,大学教育改革,そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革の一体的改革の中で実施される改訂。

## 2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

## 「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を 共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、 ①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理。

## 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなっており、高等学校においては、社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に求められる。

そのため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が必要。特に、生徒が各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実が必要。

、情報を的確に理解し効果的に表現する、社会的事象について資料に基づき考察する、日常の事象や社会の事象を数理的に捉える、自然の事物・現象を観察・実験を通じて科学的な概念を使用して探究する など

## 3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- ② 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力(言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等)や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。
- そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

### 4. 教科・科目構成の見直し

○ 高等学校において育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、教科・科目の構成を改善。

´国語科における科目の再編(「現代の国語」「言語文化」「論理国語」「文学国語」「国語表現」「古典探究」), 地理歴史科における「歴史総合」「地理総合」の新設, 公民科における「公共」の新設, 共通教科「理数」の新設, など

## 5. 教育内容の主な改善事項

言語能力の確実な 育成	<ul><li>・科目の特性に応じた語彙の確実な習得,主張と論拠の関係や推論の仕方など,情報を的確に理解し効果的に表現する力の育成(国語)</li><li>・学習の基盤としての各教科等における言語活動(自らの考えを表現して議論すること, 観察や調査などの過程と結果を整理し報告書にまとめることなど)の充実(総則,各教科等)</li></ul>
理数教育の充実	・理数を学ぶことの有用性の実感や理数への関心を高める観点から、日常生活や社会との関連を重視(数学、理科)するとともに、見通しをもった観察、実験を行うことなどの科学的に探究する学習活動の充実(理科)などの充実により学習の質を向上・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育を充実(数学)・将来、学術研究を通じた知の創出をもたらすことができる創造性豊かな人材の育成を目指し、新たな探究的科目として、「理数探究基礎」及び「理数探究」を新設(理数)
伝統や文化に関する教育の充実	・我が国の言語文化に対する理解を深める学習の充実(国語「言語文化」「文学国語」 「古典探究」) ・政治や経済、社会の変化との関係に着目した我が国の文化の特色(地理歴史)、我が 国の先人の取組や知恵(公民)、武道の充実(保健体育)、和食、和服及び和室など、 日本の伝統的な生活文化の継承・創造に関する内容の充実(家庭)
道徳教育の充実	・各学校において、校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師を中心に、全ての教師が協力して道徳教育を展開することを新たに規定(総則) ・公民の「公共」、「倫理」、特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることを明記(総則)
外国語教育の充実	・統合的な言語活動を通して「聞くこと」「読むこと」「話すこと [やり取り・発表]」「書くこと」の力をバランスよく育成するための科目(「英語コミュニケーション I, II, III」) や, 発信力の強化に特化した科目を新設(「論理・表現 I, II, III」) ・小・中・高等学校一貫した学びを重視して外国語能力の向上を図る目標を設定し、目的や場面、状況などに応じて外国語でコミュニケーションを図る力を着実に育成
職業教育の充実	・就業体験等を通じた望ましい勤労観,職業観の育成(総則),職業人に求められる倫理観に関する指導(職業教育に関する各専門教科) ・地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、社会や産業の変化の状況等を踏まえ、持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応の視点から各教科の教育内容を改善・産業界で求められる人材を育成するため、「船舶工学」(工業)、「観光ビジネス」(商業)、「総合調理実習」(専門家庭)、「情報セキュリティ」(専門情報)、「メディアとサービス」(専門情報)を新設 ※職業教育の充実に当たっては、必要な施設・設備の計画的な整備を促していく。

## その他の重要事項

## ○初等中等教育の一貫した学びの充実

・必要な資質・能力を身に付けるため、中学校との円滑な接続や、高等学校卒業以降の教育や職業との円滑な接続について明記(総則)

## ○主権者教育,消費者教育,防災・安全教育などの充実

- ・政治参加と公正な世論の形成、政党政治や選挙、主権者としての政治参加の在り方についての考察 (公民)、主体的なホームルーム活動、生徒会活動(特別活動)
- ・財政及び租税の役割,少子高齢社会における社会保障の充実・安定化,職業選択,起業,雇用と労働問題,仕事と生活の調和と労働保護立法,金融を通した経済活動の活性化,国連における持続可能な開発のための取組(公民)
- ・多様な契約、消費者の権利と責任、消費者保護の仕組み(公民、家庭)
- ・世界の自然災害や防災対策(地理歴史), 防災と安全・安心な社会の実現(公民), 安全・防災や環境に配慮した住生活の工夫(家庭)
- ・高齢者の尊厳と介護についての理解(認知症含む)、生活支援に関する技能(家庭)
- ・オリンピックやパラリンピック等の国際大会は、国際親善や世界平和に大きな役割を果たしている こと、共生社会の実現にも寄与していることなど、スポーツの意義や役割の理解(保健体育)、障害 者理解・心のバリアフリーのための交流(総則、特別活動)
- ・我が国の領土等国土に関する指導の充実(地理歴史、公民)

## ○情報教育(プログラミング教育を含む)

- ・情報科の科目を再編し、全ての生徒が履修する「情報 I 」を新設することにより、プログラミング、ネットワーク (情報セキュリティを含む。) やデータベース (データ活用) の基礎等の内容を必修化 (情報)
- ・データサイエンス等に関する内容を大幅に充実(情報)
- ・コンピュータ等を活用した学習活動の充実(各教科等)

#### ○部活動

・教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連の留意、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制(総則)

### ○子供たちの発達の支援

(キャリア教育、障害に応じた指導、日本語の能力等に応じた指導、不登校等)

- ・社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ることを明記(総則)
- ・通級による指導における個別の指導計画等の全員作成,各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫(総則,各教科等)
- ・日本語の習得に困難のある生徒への配慮や不登校の生徒への教育課程について新たに規定(総則)

## 6. 高等学校の各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数

[改 訂]

〔現 行〕

教科	科目	標準 単位数	必履修 科目		教科	科目	標準 単位数	必履修 科目
国語	現代の国語 言語文化 論理国語 文学国語 国語表現 古典探究	2 2 4 4 4 4	0		国語	国語総合 国語表現 現代文 A 現代 A 古典 B	4 3 2 4 2 4	○2単位まで減可
地理歷史	<u>地理総合</u> 地理探究 歴史総合 日本史探究 世界史探究	2 3 2 3 3	0		地理歷史	世界史 A 世界史 B 日本史 A 日本史 B 地理 A 地理 B	2 4 2 4 2 4	
公民	公共 倫理 政治·経済	2 2 2	0		公民	現代社会 倫理 政治·経済	2 2 2	「現代社会」又は 「倫理」・「政治・ 経済」
数学	数学 I 数学 I 数学 II 数学 A 数学 B 数学 C	3 4 3 2 2 2	○ 2 単位まで減可		数学	数学 I 数学 II 数学 II 数学 A 数学 B 数学活用	3 4 5 2 2 2	○ 2 単位まで減可
理科	科学と人間生活 物理基礎 物理 化学基礎 化学 生物基礎 生物 地学基礎 地学基礎	2 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4	一		理科	科学と人間生活 物理基礎 物理 化学基礎 化学 生物基礎 生物 地学基礎 地学基礎 地学基礎	2 2 4 2 4 2 4 2 4 1	一
保健 体育	体育 保健	$7 \sim 8$	0		保健 体育	体育 保健	$7 \sim 8$	0
芸術	音音	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			芸術	音楽 I 音楽 I 音楽 I 音楽 所 I 美術 I 工 芸芸 I 工 工 芸 道 道 I 書 書 道 I	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
外国語	英語コミュニケーション I 英語コミュニケーション II 英語コミュニケーション II <u>英語コミュニケーション III</u> <u>論理・表現 I</u> <u>論理・表現 II</u>	3 4 4 2 2 2	○2単位まで減可		外国語	コミュニケーション英語基礎 コミュニケーション英語 I コミュニケーション英語 I コミュニケーション英語 II 英語表現 I 英語表現 I 英語会話		○2単位まで減可
家庭	家庭基礎 家庭総合	2 4	コ。		家庭	家庭基礎 家庭総合 生活デザイン	2 4 4	] 0
情報	情報 I 情報 II	2 2	0		情報	社会と情報 情報の科学	2 2	」○
理数	理数探究基礎 理数探究	$1$ $2 \sim 5$						
<u> 総合的7</u>	な探究の時間	3~6	○ 2 単位まで減可	[	総合的な	よ学習の時間	3~6	○ 2 単位まで減可

## お知らせ

文部科学省ホームページ (http://www.mext.go.jp/) には、中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」、新旧の高等学校学習指導要領の全文が掲載されています。そちらも合わせてご覧ください。

## ◆ 高等学校学習指導要領 新旧対照表(抜粋)

※文中の下線部は変更点を示す。なお、比較対照しやすくするため、旧学習指導要領については順序を入れ替えている 箇所がある。

#### 新(平成30年告示)

教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を 養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな 身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性 を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及 び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養う こと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重ん ずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の 形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与す る態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が 国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会 の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

学習指導要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。学習指導要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する学校における教育水準を全国的に確保することである。また、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、生徒や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。

生徒が学ぶことの意義を実感できる環境を整え、一人一人の資質・能力を伸ばせるようにしていくことは、教職員をはじめとする学校関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から生徒や学校に関わる全ての大人に期待される役割である。幼児期の教育及び義務教育の基礎の上に、高等学校卒業以降の教育や職業、生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、生徒の学習の在り方を展望していくために広く活用されるものと

#### 旧(平成21年告示)

## 新 (平成 30 年告示)

旧(平成21年告示)

なることを期待して、ここに高等学校学習指導要領を定 める。

#### 第1章 総則

## 第1章 総則

#### 第 1 款 高等学校教育の基本と教育課程の役割

- 1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の心身の発達の段階<u>や特性、課程や学科の特色及び学校や地域の実態</u>を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。
- 2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3款の1に示す主体的・対話的で深い学びの 実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした 特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)まで に掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むこ とを目指すものとする。
  - (1) 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮すること。
  - (2) 道徳教育や体験活動,多様な表現や鑑賞の活動等 を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育 の充実に努めること。

学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図るものとし、各教科に属する科目(以下「各教科・科目」という。)、総合的な探究の時間及び特別活動(以下「各教科・科目等」という。)のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資す

## 第1款 教育課程編成の一般方針

1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、<u>地域や学校の実態、課程や学科の特色、</u>生徒の心身の発達の段階及び特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

2 学校における道徳教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し</u>人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより。その充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては、特に、道徳的実践力を高めるとともに、自他の生命を尊重する精神、自律の精神及び社会連帯の精神並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。

ることとなるよう特に留意すること。

- (3) 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目及び総合的な探究の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。
- 3 2の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される生徒に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体及び各教科・科目等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、教育活動の充実を図るものとする。その際、生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。。
  - (1) 知識及び技能が習得されるようにすること。
  - (2) 思考力, 判断力, 表現力等を育成すること。
  - (3) 学びに向かう力,人間性等を涵養すること。
- 4 学校においては、地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するものとする。
- 5 各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと(以下「カリキュラム・マネジメント」という。)に努めるものとする。

#### 第2款 教育課程の編成

1 各学校の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科・科目等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。その際、第4章の第2の1に基づき定められる目標との関連を図るものとする。

- 2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成
  - (1) 各学校においては、生徒の発達の段階を考慮し、 言語能力、情報活用能力(情報モラルを含む。)、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力 を育成していくことができるよう、各教科・科目等 の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程

#### 旧(平成21年告示)

3 学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

4 学校においては、地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアに<u>かかわる</u>体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するものとする。

#### 旧(平成21年告示)

- の編成を図るものとする。
- (2) 各学校においては、生徒や学校、地域の実態及び 生徒の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災 害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向け た現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力 を、教科等横断的な視点で育成していくことができ るよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を 図るものとする。
- 3 教育課程の編成における共通的事項
  - (1) 各教科・科目及び単位数等
    - ア 卒業までに履修させる単位数等

各学校においては、卒業までに履修させる<u>イからオまで</u>に示す<u>各教科・科目</u>及びその単位数、総合的な<u>探究</u>の時間の単位数並びに特別活動及びその授業時数に関する事項を定めるものとする。この場合、<u>各教科・科目</u>及び総合的な<u>探究</u>の時間の単位数の計は、(2)のア、イ及びウの(7)に掲げる各教科・科目の単位数並びに総合的な<u>探究</u>の時間の単位数を含めて74単位以上とする。

単位については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。ただし、通信制の課程においては、5に定めるところによるものとする。

<u>イ</u> 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な<u>探</u> 究の時間並びに標準単位数

各学校においては、教育課程の編成に当たって、次の表に掲げる各教科・科目及び総合的な探究の時間並びにそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及び総合的な探究の時間並びにそれらの単位数について適切に定めるものとする。ただし、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる。

教科等	科目	標準単位数
国語	現代の国語 言語文化 論理国語 文学国語 国語表現 古典探究	2 2 4 4 4 4
地理歴史	地理総合 地理探究 歴史総合 日本史探究 世界史探究	2131213131
公民	<u>公共</u> 倫理 政治・経済	$\frac{2}{2}$
数学	数学 I 数学 II 数学 II 数学 A 数学 B 数学 C	3 4 3 2 2 2

#### 第2款 各教科・科目及び単位数等

1 卒業までに履修させる単位数等

各学校においては、卒業までに履修させる下記2から5までに示す各教科に属する科目及びその単位数、総合的な学習の時間の単位数並びに特別活動及びその授業時数に関する事項を定めるものとする。この場合、各教科に属する科目(以下「各教科・科目」という。)及び総合的な学習の時間の単位数の計は、第3款の1,2及び3の(1)に掲げる各教科・科目の単位数並びに総合的な学習の時間の単位数を含めて74単位以上とする。

単位については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。ただし、通信制の課程においては、87款の定めるところによるものとする。

2 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な<u>学習</u>の 時間並びに標準単位数

各学校においては、教育課程の編成に当たって、次の表に掲げる各教科・科目及び総合的な学習の時間並びにそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及び総合的な学習の時間並びにそれらの単位数について適切に定めるものとする。ただし、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる。

教科等	科目	標準単位数
国語	国語総合 国語表現 現代文 A 現代文 B 古典 A 古典 B	4 3 2 4 2 4
地理歴史	世界史 A 世界史 B 日本史 A 日本史 B 地理 A 地理 B	2 4 2 4 2 4
公民	<u>現代社会</u> 倫理 政治・経済	$\frac{2}{2}$
数学	数学 I 数学 II 数学 II 数学 A 数学 B 数学活用	3 4 5 2 2 2

新(平成30年告示)				
理科	科学と人間生活 物理基礎 化学基礎 化学 生物基礎 生物 地学基礎 地学	2 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4		
保健体育	体育 保健	$7 \sim 8$		
芸術	音音音美術術術芸芸工工書書書 美美術術術芸芸芸道道Ⅲ 工工工書書道Ⅲ 正工工書書道Ⅲ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
外国語	英語コミュニケーション I 英語コミュニケーションⅢ 英語コミュニケーションⅢ <u>論理・表現 I</u> <u>論理・表現Ⅲ</u>	3 4 4 2 2 2 2		
家庭	家庭基礎 家庭総合	2 4		
情報	情報 I 情報 I	$\frac{2}{2}$		
理数	理数探究基礎 理数探究	$\frac{1}{2\sim5}$		
総合的な技	<u> 探究</u> の時間	$3 \sim 6$		

<u>ウ</u> 主として専門学科において開設される各教科・ 科目

各学校においては、教育課程の編成に当たって、次の表に掲げる主として専門学科(専門教育を主とする学科をいう。以下同じ。)において開設される各教科・科目及び設置者の定めるそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びその単位数について適切に定めるものとする。

教科	科目
農業	農業と環境,課題研究,総合実習,農業と情報,作物,野菜,果樹,草花,畜産,栽培と環境,飼育と環境,農業経営,農業機械,植物バイオテクノロジー,食品製造,食品化学,食品微生物,食品流通,森林科学,森林経営,林産物利用,農業土木設計,農業土木施工,水循環,造園計画,造園施工管理,造園植栽,測量,生物活用,地域資源活用

	in (1700 = 1 in a)	
理科	科学と人間生活 物理基礎 化学基礎 化学 生物基礎 生物 地学基礎 地学基礎 地学 理科課題研究	2 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2
保健体育	体育 保健	$7 \sim 8$
芸術	音音音美美 楽楽楽術術術芸芸芸道道 正工工書書書 書書	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
外国語	コミュニケーション英語基礎 コミュニケーション英語 I コミュニケーション英語 II コミュニケーション英語 II 英語表現 I 英語表現 I 英語会話	2 3 4 4 2 4 2
家庭	家庭基礎 家庭総合 生活デザイン	2 4 <u>4</u>
情報	社会と情報 情報の科学	$\frac{2}{2}$
総合的な	学習の時間	3~6

旧(平成21年告示)

3 主として専門学科において開設される各教科・科目

各学校においては、教育課程の編成に当たって、次の表に掲げる主として専門学科(専門教育を主とする学科をいう。以下同じ。)において開設される各教科・科目及び設置者の定めるそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びその単位数について適切に定めるものとする。

教科	科目
	農業と環境,課題研究,総合実習,農業情報処理,作物,野菜,果樹,草花,畜産,農業経営,農業機械,食品製造,食品化学,微生物利用,植物バイオテクノロジー,動物バイオテクノロジー,農業経済,食品流通,森林科学,森林経営,林産物利用,農業土木設計,農業土木施工,水循環,造園計画,造園技術,環境緑化材料,測量,生物活用 グリーンライフ

## 旧(平成21年告示)

- 工業技術基礎, 課題研究, 実習, 製図, 工 業情報数理,工業材料技術,工業技術英語, 工業管理技術, 工業環境技術, 機械工作, 機械設計, 原動機, 電子機械, 生産技術, 自動車工学, 自動車整備, 船舶工学, 電気 回路, 電気機器, 電力技術, 電子技術, 電 ラミング技術、ハードウェア技術、ソフト ウェア技術、コンピュータシステム技術、 建築構造, 建築計画, 建築構造設計, 建築 施工, 建築法規, 設備計画, 空気調和設備, 衛生·防災設備, 測量, 土木基盤力学, 土 木構造設計, 土木施工, 社会基盤工学, 工 業化学, 化学工学, 地球環境化学, 材料製 造技術, 材料工学, 材料加工, セラミック 化学, セラミック技術, セラミック工業, 繊維製品、繊維・染色技術、染織デザイン、 インテリア計画、インテリア装備、インテ リアエレメント生産, <u>デザイン実践</u>, デザ イン材料, デザイン史
- 商業 ビジネス基礎, 課題研究, 総合実践, ビジネス・コミュニケーション, マーケティング, 商品開発と流通, 観光ビジネス, ビジネス・マネジメント, グローバル経済, ビジネス法規, 簿記, 財務会計 I, 財務会計 II, 原価計算, 管理会計, 情報処理, ソフトウェア活用, プログラミング, ネットワーク活用, ネットワーク管理
- 水産 水産海洋基礎,課題研究,総合実習,海洋 情報技術,水産海洋科学,漁業,航海・計 器,船舶運用,船用機関,機械設計工作, 電気理論,移動体通信工学,海洋通信技術, 資源増殖,海洋生物,海洋環境,小型船舶, 食品製造,食品管理,水産流通,ダイビン グ,マリンスポーツ
- 家庭 生活産業基礎,課題研究,生活産業情報, 消費生活,保育基礎,保育実践,生活と福祉,住生活デザイン,服飾文化,ファッション造形基礎,ファッション造形,ファッションデザイン,服飾手芸,フードデザイン, 食文化,調理,栄養,食品,食品衛生,公 衆衛生,総合調理実習
- 看護 基礎看護, <u>人体の構造と機能, 疾病の成り</u> 立ちと回復の促進, 健康支援と社会保障制 度, 成人看護, 老年看護, 小児看護, 母性 <u>看護</u>, 精神看護, 在宅看護, 看護の統合と 実践, 看護臨地実習, 看護情報
- 情報 情報産業と社会、課題研究、情報の表現と管理、情報テクノロジー、情報セキュリティ、情報システムのプログラミング、ネットワークシステム、データベース、情報デザイン、コンテンツの制作と発信、メディアとサービス、情報実習
- 福祉 社会福祉基礎,介護福祉基礎,コミュニケーション技術,生活支援技術,介護過程,介護総合演習,介護実習,こころとからだの理解,福祉情報
- 理数 埋数数学 I, 理数数学 I, 理数数学特論, 理数物理, 理数化学, 理数生物, 理数地学

- 工業技術基礎,課題研究,実習,製図,工 業数理基礎, 情報技術基礎, 材料技術基礎, 生産システム技術, 工業技術英語, 工業管 理技術, 環境工学基礎, 機械工作, 機械設 計, 原動機, 電子機械, 電子機械応用, 自 動車工学, 自動車整備, 電気基礎, 電気機 器, 電力技術, 電子技術, 電子回路, 電子 計測制御,通信技術,電子情報技術,プロ グラミング技術, ハードウェア技術, ソフ トウェア技術、コンピュータシステム技術、 建築構造, 建築計画, 建築構造設計, 建築 施工, 建築法規, 設備計画, 空気調和設備, 衛生·防災設備, 測量, 土木基礎力学, 土 木構造設計, 土木施工, 社会基盤工学, 工 業化学, 化学工学, 地球環境化学, 材料製 造技術, 工業材料, 材料加工, セラミック 化学, セラミック技術, セラミック工業, 繊維製品、繊維・染色技術、染織デザイン、 インテリア計画、インテリア装備、インテ リアエレメント生産, デザイン技術, デザ イン材料、デザイン中
- 商業 ビジネス基礎,課題研究,総合実践,<u>ビジネス実務</u>,マーケティング,商品開発<u>、広告と販売促進,ビジネス経済</u>,ビジネス経済 済応用,経済活動と法,簿記,財務会計I,財務会計I,原価計算,管理会計,情報処理,ビジネス情報,電子商取引,プログラミング,ビジネス情報管理
- 水産 水産海洋基礎,課題研究,総合実習,海洋 情報技術,水産海洋科学,漁業,航海・計 器,船舶運用,船用機関,機械設計工作, 電気理論,移動体通信工学,海洋通信技術, 資源増殖,海洋生物,海洋環境,小型船舶, 食品製造,食品管理,水産流通,ダイビン グ,マリンスポーツ
- 家庭 生活産業基礎,課題研究,生活産業情報,消費生活,子どもの発達と保育,子ども文化,生活と福祉,リビングデザイン,服飾文化,ファッション造形基礎,ファッション造形,ファッションデザイン,服飾手芸,フードデザイン,食文化,調理,栄養,食品,食品衛生,公衆衛生
- 看護 基礎看護, <u>人体と看護, 疾病と看護, 生活と看護</u>, 成人看護, 老年看護, 精神看護, 在宅看護, <u>母性看護, 小児看護,</u> 看護の統合と実践, 看護臨地実習, <u>看護情報活用</u>
- 情報 情報産業と社会、課題研究、情報の表現と管理、情報と問題解決、情報テクノロジー、アルゴリズムとプログラム、ネットワークシステム、データベース、情報システム実習、情報メディア、情報デザイン、表現メディアの編集と表現、情報コンテンツ実習
- 福祉 社会福祉基礎,介護福祉基礎,コミュニケーション技術,生活支援技術,介護過程,介護総合演習,介護実習,こころとからだの理解,福祉情報活用
- 理数 理数数学 I ,理数数学 I ,理数数学特論,理数物理,理数化学,理数生物,理数地学, 课題研究

- 体育 スポーツ概論, スポーツ I, スポーツ II, スポーツ II, スポーツ IV, スポーツ IV,
- 音楽 音楽理論, 音楽史, 演奏研究, ソルフェージュ, 声楽, 器楽, 作曲, 鑑賞研究
- 美術 美術概論,美術史,<u>鑑賞研究</u>素描,構成, 絵画,版画,彫刻,ビジュアルデザイン, クラフトデザイン,情報メディアデザイン, 映像表現,環境造形
- 英語 総合英語 I 、総合英語 I 、総合英語 I 、 総合英語 I 、 だっト・ディスカッション I 、 ディベート・ディスカッション I 、 エッセイライティン  $\emptyset$  I 、 エッセイライティン $\emptyset$  I

## 工 学校設定科目

学校においては、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、<u>イ及びウ</u>の表に掲げる教科について、これらに属する科目以外の科目(以下「学校設定科目」という。)を設けることができる。この場合において、学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、<u>高等学校教育としての水準の確保に十分配慮し、</u>各学校の定めるところによるものとする。

#### オ 学校設定教科

- (7) 学校においては、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、イ及びウの表に掲げる教科以外の教科(以下「学校設定教科」という。)及び当該教科に関する科目を設けることができる。この場合において、学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数等については、高等学校教育の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。
- (1) 学校においては、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができる。この科目の目標、内容、単位数等を各学校において定めるに当たっては、産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養うとともに、生徒の主体的な各教科・科目の選択に資するよう、就業体験适動等の体験的な学習や調査・研究などを通して、次のような事項について指導することに配慮するものとする。
  - ⑦ 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力 や態度及び望ましい勤労観,職業観の育成
  - ① 我が国の産業の発展とそれがもたらした社 会の変化についての考察
  - ⑤ 自己の将来の生き方や進路についての考察 及び各教科・科目の履修計画の作成

#### (2) 各教科・科目の履修等

- ア 各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的 な<u>探究</u>の時間
  - (7) 全ての生徒に履修させる各教科・科目(以下「必履修教科・科目」という。)は次のとおりとし、 その単位数は、(1)のイに標準単位数として示さ

#### 旧(平成21年告示)

- 体育 スポーツ概論, スポーツ I, スポ
- 音楽 音楽理論,音楽史,演奏研究,ソルフェー ジュ,声楽,器楽,作曲,鑑賞研究
- 美術 美術概論,美術史,素描,構成,絵画,版画,彫刻,ビジュアルデザイン,クラフトデザイン,情報メディアデザイン,映像表現,環境造形,鑑賞研究
- 英語 <u>総合英語,英語理解,英語表現,異文化理</u> 解,時事英語

#### 4 学校設定科目

学校においては、<u>地域、学校及び生徒の実態、</u>学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、<u>上記2及び3</u>の表に掲げる教科について、これらに属する科目以外の科目(以下「学校設定科目」という。)を設けることができる。この場合において、学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、各学校の定めるところによるものとする。

#### 5 学校設定教科

- (1) 学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、上記2及び3の表に掲げる教科以外の教科(以下「学校設定教科」という。)及び当該教科に関する科目を設けることができる。この場合において、学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数等については、高等学校教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。
- (2) 学校においては、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができる。この科目の目標、内容、単位数等を各学校において定めるに当たっては、産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養うとともに、生徒の主体的な各教科・科目の選択に資するよう、就業体験等の体験的な学習や調査・研究などを通して、次のような事項について指導することに配慮するものとする。
  - <u>ア</u> 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観,職業観の育成
  - <u>イ</u> 我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の 変化についての考察
  - ウ 自己の将来の生き方や進路についての考察及び 各教科・科目の履修計画の作成

#### 第3款 各教科・科目の履修等

- 1 各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な<u>学</u> 翌の時間
  - (1) <u>すべて</u>の生徒に履修させる各教科・科目(以下「必履修教科・科目」という。)は次のとおりとし、その単位数は、第2款の2に標準単位数として示された

れた単位数を下らないものとする。ただし、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、「数学 I 」及び「英語コミュニケーション I 」については 2 単位とすることができ、その他の必履修教科・科目(標準単位数が 2 単位であるものを除く。)についてはその単位数の一部を減じることができる。

- ⑦ 国語のうち「現代の国語」及び「言語文化」
- ④ 地理歴史のうち「地理総合」及び「歴史総合」
- ⑤ 公民のうち「公共」
- 国 数学のうち「数学 I |
- ① 理科のうち「科学と人間生活」,「物理基礎」, 「化学基礎」,「生物基礎」及び「地学基礎」のう ちから2科目(うち1科目は「科学と人間生活」 とする。)又は「物理基礎」,「化学基礎」,「生 物基礎」及び「地学基礎」のうちから3科目
- 団 保健体育のうち「体育」及び「保健」
- (主) 芸術のうち「音楽 I 」、「美術 I 」、「工芸 I 」及び「書道 I 」のうちから1科目
- ② 外国語のうち 「英語コミュニケーション I」 (英語以外の外国語を履修する場合は、学校 設定科目として設ける 1 科目とし、その標準 単位数は 3 単位とする。)
- <u>⑦</u> 家庭のうち<u>「家庭基礎」及び「家庭総合」</u>の うちから1科目
- 団情報Ⅰ」
- (1) 総合的な探究の時間については、全ての生徒に履修させるものとし、その単位数は、(1)の <u>イ</u>に標準単位数として示された単位数の下限を 下らないものとする。ただし、特に必要がある 場合には、その単位数を2単位とすることができる。
- (ウ) 外国の高等学校に留学していた生徒について、外国の高等学校における履修により、必履修教科・科目又は総合的な探究の時間の履修と同様の成果が認められる場合においては、外国の高等学校における履修をもって相当する必履修教科・科目又は総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。
- - (7) 専門学科においては、専門教科・科目 ((1)の ウの表に掲げる各教科・科目、同表<u>に掲げる</u>教 科に属する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目をいう。以下同じ。)について、全ての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと。ただし、商業に関する学科においては、上記の単位数の中に外国語に属する科目の単位を5単位まで含めることができること。また、商業に関する学科以外の専門学科においては、各学科の目標を達成する上で、

#### 旧(平成21年告示)

単位数を下らないものとする。ただし、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、「国語総合」については3単位又は2単位とし、「数学 I 」及び「コミュニケーション英語 I 」については2単位とすることができ、その他の必履修教科・科目(標準単位数が2単位であるものを除く。)についてはその単位数の一部を減じることができる。

- ア 国語のうち [国語総合]
- <u>イ</u> 地理歴史のうち<u>「世界史 A」及び「世界史 B」のうちから1科目並びに「日本史 A」、「日本史 B」。</u> 「地理 A」及び「地理 B」のうちから1科目
- <u>ウ</u> 公民のうち<u>「現代社会」又は「倫理」・「政治・経</u>済」
- エ 数学のうち「数学 I 」
- カ 保健体育のうち「体育」及び「保健」
- <u>キ</u> 芸術のうち「音楽 I 」, 「美術 I 」, 「工芸 I 」及び 「書道 I 」のうちから 1 科目
- 夕 外国語のうち「コミュニケーション英語Ⅰ」(英語以外の外国語を履修する場合は、学校設定科目として設ける1科目とし、その標準単位数は3単位とする。)
- <u>ケ</u> 家庭のうち<u>「家庭基礎」,「家庭総合」及び「生活</u> デザイン」のうちから1科目
- □ 情報のうち<u>「社会と情報」及び「情報の科学」の</u> うちから1科目
- (2) 総合的な学習の時間については、<u>すべて</u>の生徒に 履修させるものとし、その単位数は、<u>第2款の2</u>に 標準単位数として示された単位数の下限を下らない ものとする。ただし、特に必要がある場合には、そ の単位数を2単位とすることができる。

- 2 専門学科における各教科・科目の履修 専門学科における各教科・科目の履修については、 上記1のほか次のとおりとする。
  - (1) 専門学科においては、専門教科・科目(第2款の 3の表に掲げる各教科・科目、同表の教科に属する 学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に 関する科目をいう。以下同じ。)について、すべての 生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこ と。ただし、商業に関する学科においては、上記の 単位数の中に外国語に属する科目の単位を5単位ま で含めることができること。また、商業に関する学 科以外の専門学科においては、各学科の目標を達成 する上で、専門教科・科目以外の教科・科目の履修

専門教科・科目以外の<u>各</u>教科・科目の履修により、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の<u>各</u>教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中に含めることができること。

- (1) 専門教科・科目の履修によって、アの必履 修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる 場合においては、その専門教科・科目の履修を もって、必履修教科・科目の履修の一部又は全 部に替えることができること。
- (ウ) 職業教育を主とする専門学科においては、総合的な探究の時間の履修により、農業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科の「課題研究」、看護の「看護臨地実習」又は福祉の「介護総合演習」(以下「課題研究等」という。)の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができること。また、課題研究等の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができること。
- 立 総合学科における各教科・科目の履修等 総合学科における各教科・科目の履修等につい ては、アのほか次のとおりとする。
  - (7) 総合学科においては、(1)のオの(4) に掲げる 「産業社会と人間」を全ての生徒に原則として入 学年次に履修させるものとし、標準単位数は2 ~4単位とすること。
  - (1) 総合学科においては、学年による教育課程の区分を設けない課程(以下「単位制による課程」という。)とすることを原則とするとともに、「産業社会と人間」及び専門教科・科目を合わせて25単位以上設け、生徒が多様な各教科・科目から主体的に選択履修できるようにすること。その際、生徒が選択履修するに当たっての指針となるよう、体系性や専門性等において相互に関連する各教科・科目によって構成される科目群を複数設けるとともに、必要に応じ、それら以外の各教科・科目を設け、生徒が自由に選択履修できるようにすること。
- (3) 各教科・科目等の授業時数等
  - ア 全日制の課程における各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科・科目の授業を特定の学期又は特定の期間(夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。)に行うことができる。
  - 全日制の課程における週当たりの授業時数は、 30単位時間を標準とする。ただし、必要がある場合には、これを増加することができる。
  - 立 定時制の課程における授業日数の季節的配分又 は週若しくは1日当たりの授業時数については、 生徒の勤労状況と地域の諸事情等を考慮して、適 切に定めるものとする。

#### 旧(平成21年告示)

により、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中に含めることができること。

- (2) 専門教科・科目の履修によって、上記1の必履修 教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合に おいては、その専門教科・科目の履修をもって、必 履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えること ができること。
- (3) 職業教育を主とする専門学科においては、総合的な学習の時間の履修により、農業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科<u>に属する</u>「課題研究」、「看護臨地実習」又は「介護総合演習」(以下<u>この項に</u>おいて「課題研究等」という。)の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができる。また、課題研究等の履修により、総合的な学習の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。
- 3 総合学科における各教科・科目の履修等 総合学科における各教科・科目の履修等については、 上記1のほか次のとおりとする。
  - (1) 総合学科においては、第2款の5の(2)に掲げる「産業社会と人間」を<u>すべて</u>の生徒に原則として入学年次に履修させるものとし、標準単位数は $2\sim4$ 単位とすること。
  - (2) 総合学科においては、学年による教育課程の区分を設けない課程(以下「単位制による課程」という。)とすることを原則とするとともに、「産業社会と人間」及び専門教科・科目を合わせて25単位以上設け、生徒が多様な各教科・科目から主体的に選択履修できるようにすること。その際、生徒が選択履修するに当たっての指針となるよう、体系性や専門性等において相互に関連する各教科・科目によって構成される科目群を複数設けるとともに、必要に応じ、それら以外の各教科・科目を設け、生徒が自由に選択履修できるようにすること。

## 第4款 各教科・科目<u>総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等</u>

- 1 全日制の課程における各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科・科目の授業を特定の学期又は特定の期間(夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。)に行うことができる。
- 2 全日制の課程における週当たりの授業時数は、30単位時間を標準とする。ただし、必要がある場合には、これを増加することができる。
- 3 定時制の課程における授業日数の季節的配分又は週 若しくは1日当たりの授業時数については、生徒の勤 労状況と地域の諸事情等を考慮して、適切に定めるも のとする。

- 工 ホームルーム活動の授業時数については、原則 として、年間35単位時間以上とするものとする。
- <u>オ</u> 生徒会活動及び学校行事については、学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。
- 力 定時制の課程において、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、 又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとすることができる。
- 主 各教科・科目等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。
- ク 各教科・科目等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の各教科・科目等の指導を行う場合において、当該各教科・科目等を担当する教師が単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目等の授業時数に含めることができる。
- か 総合的な<u>探究</u>の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な<u>探究</u>の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。
- 三 理数の「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。
- (4) 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程の編成教育課程の編成に当たっては、生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるようにし、このため、多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮するものとする。また、教育課程の類型を設け、そのいずれかの類型を選択して履修させる場合においても、その類型において履修させることになっている各教科・科目以外の各教科・科目を履修させたり、生徒が自由に選択履修することのできる各教科・科目を設けたりするものとする。
- (5) 各教科・科目等の内容等の取扱い
  - ア 学校においては、第2章以下に示していない事項を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、当該科目を履修する全ての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す教科、科目及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担が過重となったりすることのないようにするものとする。

## 旧(平成21年告示)

- 4 ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とするものとする。
- 5 生徒会活動及び学校行事については、学校の実態に 応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。
- 6 定時制の課程において、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとすることができる。
- 7 各教科・科目<u>総合的な学習の時間及び特別活動(以下「各教科・科目等」という。</u>のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。なお、10分間程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目の授業時数に含めることができる。
- 8 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

## 第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成

- 教育課程の編成に当たっては、生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるようにし、このため、多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮するものとする。また、教育課程の類型を設け、そのいずれかの類型を選
- 択履修することのできるよう配慮するものとする。また、教育課程の類型を設け、そのいずれかの類型を選択して履修させる場合においても、その類型において履修させることになっている各教科・科目以外の各教科・科目を履修させたり、生徒が自由に選択履修することのできる各教科・科目を設けたりするものとする。
- 2 各教科・科目等の内容等の取扱い
  - (1) 学校においては、第2章以下に示していない事項を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、当該科目を履修するすべての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す教科、科目及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重になったりすることのないようにするものとする。

- 至 第2章以下に示す各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。
- 空 学校においては、あらかじめ計画して、各教科・科目の内容及び総合的な探究の時間における学習活動を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導することができる。
- 王 学校においては、特に必要がある場合には、第 2章及び第3章に示す教科及び科目の目標の趣旨 を損なわない範囲内で、各教科・科目の内容に関 する事項について、基礎的・基本的な事項に重点 を置くなどその内容を適切に選択して指導するこ とができる。
- (6) 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学 校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた 具体的な指導計画を作成するものとする。
  - ア 各教科・科目等の指導内容については、単元や 題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、 そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加 え、第3款の1に示す主体的・対話的で深い学び の実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育 む効果的な指導ができるようにすること。
  - <u>イ</u> 各教科・科目等について相互の関連を図り、<u>系</u> <u>統的、発展的</u>な指導ができるようにすること。
- (7) <u>キャリア教育及び</u>職業教育に関して配慮すべき事 項
  - ア 学校においては、第5款の1に示すキャリア教育及び職業教育を推進するために、生徒の特性や進路、学校や地域の実態等を考慮し、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験活動の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする。
  - イ 普通科においては、生徒の特性や進路、学校や 地域の実態等を考慮し、必要に応じて、適切な職 業に関する各教科・科目の履修の機会の確保につ いて配慮するものとする。
  - ウ 職業教育を主とする専門学科においては、次の 事項に配慮するものとする。
    - (7) 職業に関する各教科・科目については、実験・実習に配当する授業時数を十分確保するようにすること。
    - (1) 生徒の実態を考慮し、職業に関する各教科・科目の履修を容易にするため特別な配慮が必要な場合には、各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択し、その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱い、また、主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすようにすること。
  - <u>エ</u> 職業に関する各教科・科目については、次の事項に配慮するものとする。
    - (ア) 職業に関する各教科・科目については、就業体験活動をもって実習に替えることができること。この場合、就業体験活動は、その各教

## 旧(平成21年告示)

- (2) 第2章以下に示す各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。
- (3) 学校においては、あらかじめ計画して、各教科・科目の内容及び総合的な学習の時間における学習活動を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導することができる。
- (4) 学校においては、特に必要がある場合には、第2章及び第3章に示す教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で、各教科・科目の内容に関する事項について、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどその内容を適切に選択して指導することができる。
- 3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校 の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体 的な指導計画を作成するものとする。
  - (2) 各教科・科目の指導内容については、<u>各事項の</u>ま とめ方<u>及び</u>重点の置き方に適切な工夫を加え<u>て</u>、効 果的な指導ができるようにすること。
  - (1) 各教科・科目等について相互の関連を図り、<u>発展</u> 的、系統的な指導ができるようにすること。
- 4 職業教育に関して配慮すべき事項
  - (3) 学校においては、キャリア教育を推進するために、 地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、 地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会 を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々 の協力を積極的に得るよう配慮するものとする。
  - (1) 普通科においては、<u>地域や学校の実態</u>、生徒の特性、進路等を考慮し、必要に応じて、適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮するものとする。
  - (2) 職業教育を主とする専門学科においては、次の事項に配慮するものとする。
    - ア 職業に関する各教科・科目については、実験・ 実習に配当する授業時数を十分確保するようにす ること。
    - 至生徒の実態を考慮し、職業に関する各教科・科目の履修を容易にするため特別な配慮が必要な場合には、各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択し、その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱い、また、主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすようにすること。
  - (4) 職業に関する各教科・科目については、次の事項 に配慮するものとする。
    - ア 職業に関する各教科・科目については、就業体験をもって実習に替えることができること。この場合、就業体験は、その各教科・科目の内容に直

- 科・科目の内容に直接関係があり、かつ、その 一部としてあらかじめ計画<u>し、評価</u>されるもの であることを要すること。
- (4) 農業、水産及び家庭に関する各教科・科目の指導に当たっては、ホームプロジェクト並びに学校家庭クラブ及び学校農業クラブなどの活動を活用して、学習の効果を上げるよう留意すること。この場合、ホームプロジェクトについては、その各教科・科目の授業時数の10分の2以内をこれに充てることができること。
- (ウ) 定時制及び通信制の課程において,職業に関する各教科・科目を履修する生徒が,現にその各教科・科目と密接な関係を有する職業(家事を含む。)に従事している場合で,その職業における実務等が,その各教科・科目の一部を履修した場合と同様の成果があると認められるときは,その実務等をもってその各教科・科目の履修の一部に替えることができること。

## 4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

- (1) 現行の中学校学習指導要領を踏まえ、中学校教育 までの学習の成果が高等学校教育に円滑に接続され、高等学校教育段階の終わりまでに育成すること を目指す資質・能力を、生徒が確実に身に付けることができるよう工夫すること。特に、中等教育学校、連携型高等学校及び併設型高等学校においては、中等教育6年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。
- (2) 生徒や学校の実態等に応じ、必要がある場合には、 例えば次のような工夫を行い、義務教育段階での学 習内容の確実な定着を図るようにすること。
  - ア 各教科・科目の指導に当たり, 義務教育段階で の学習内容の確実な定着を図るための学習機会を 設けること。
  - イ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図り ながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得さ せることができるよう、その単位数を標準単位数 の標準の限度を超えて増加して配当すること。
  - ウ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る ことを目標とした学校設定科目等を履修させた後 に、必履修教科・科目を履修させるようにするこ と。
- (3) 大学や専門学校等における教育や社会的・職業的 自立、生涯にわたる学習のために、高等学校卒業以 降の教育や職業との円滑な接続が図られるよう、関 連する教育機関や企業等との連携により、卒業後の 進路に求められる資質・能力を着実に育成すること ができるよう工夫すること。
- 5 通信制の課程における教育課程の特例
  - 通信制の課程における教育課程については、1 から 4 まで(3 の(3)、(4)並びに(7)のエの(7) 及び(4) を除く。) 並びに第1 款及び第3 款から第7 款までに定めるところによるほか、次に定めるところによる。
  - (1) 各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間(1単位時間は,50分として計算するものとする。以下同じ。)数の標準は,1単位につき次の表

#### 旧(平成21年告示)

接関係があり、かつ、その一部としてあらかじめ 計画されるものであることを要すること。

- イ 農業、水産及び家庭に関する各教科・科目の指導に当たっては、ホームプロジェクト並びに学校家庭クラブ及び学校農業クラブなどの活動を活用して、学習の効果を上げるよう留意すること。この場合、ホームプロジェクトについては、その各教科・科目の授業時数の10分の2以内をこれに充てることができること。
- ウ 定時制及び通信制の課程において、職業に関する各教科・科目を履修する生徒が、現にその各教科・科目と密接な関係を有する職業(家事を含む。)に従事している場合で、その職業における実務等が、その各教科・科目の一部を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、その実務等をもってその各教科・科目の履修の一部に替えることができること。

#### (3より移行)

- (3) 学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合には、 例えば次のような工夫を行い、義務教育段階での学 習内容の確実な定着を図るようにすること。
  - ア 各教科・科目の指導に当たり,義務教育段階で の学習内容の確実な定着を図るための学習機会を 設けること。
  - イ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図り ながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得さ せることができるよう、その単位数を標準単位数 の標準の限度を超えて増加して配当すること。
  - ウ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る ことを目標とした学校設定科目等を履修させた後 に、必履修教科・科目を履修させるようにするこ と。

## 第7款 通信制の課程における教育課程の特例

通信制の課程における教育課程については、第1款から第6款まで(第4款、第5款の1並びに第5款の4の(4)のア及びイを除く。) に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

1 各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位 時間(1単位時間は,50分として計算するものとする。 以下同じ。)数の標準は,1単位につき次の表のとおり

のとおりとする。

各教科・科目	添削指導 (回)	面接指導 (単位時間)
国語, 地理歴史, 公民 及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目 のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目 のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属す る科目	3	4
家庭及び情報に属する 科目並びに専門教科・ 科目	各教科・科 目の必要に 応じて2~3	各教科・科 目の必要に 応じて2~8

- (2) 学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目 以外のものの添削指導の回数及び面接指導の単位時 間数については、1単位につき、それぞれ1回以上 及び1単位時間以上を確保した上で、各学校が適切 に定めるものとする。
- (3) 理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削 指導の回数及び面接指導の単位時間数については、 1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以 上を確保した上で、各学校において、学習活動に応 じ適切に定めるものとする。
- (4) 各学校における面接指導の1回あたりの時間は、 各学校において、(1)から(3)までの標準を踏まえ、各 教科・科目及び総合的な探究の時間の面接指導の単 位時間数を確保しつつ、生徒の実態並びに各教科・ 科目及び総合的な探究の時間の特質を考慮して適切 に定めるものとする。
- (5) 学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について<u>体系的</u>に行われるラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数(以下「面接指導等時間数」という。)のうち、10分の6以内の時間数を免除することができる。また、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、面接指導等時間数のうち、複数のメディアを利用することにより、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。

なお、生徒の面接指導等時間数を免除しようとする場合には、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないよう十分配慮しなければならない。

(6) 特別活動については、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとする。なお、特別の事情がある場合には、

#### 旧(平成21年告示)

とするほか、学校設定教科に関する科目のうち専門教 科・科目以外のものについては、各学校が定めるものとする。

各教科・科目	添削指導 (回)	面接指導 (単位時間)
国語, 地理歴史, 公民 及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目 のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目 のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属す る科目	3	4
家庭及び情報に属する 科目並びに専門教科・ 科目	各教科・科 目の必要に 応じて2~3	各教科・科 目の必要に 応じて2~8

- 2 総合的な学習の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、各学校において、学習活動に応じ適切に定めるものとする。
- 3 <u>面接指導の授業の1単位時間は</u>各学校において, 各教科・科目の面接指導の単位時間数を確保しつつ, 生徒の実態<u>及び</u>各教科・科目<u>等</u>の特質を考慮して適切 に定めるものとする。
- 4 学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について計画的かつ継続的に行われるラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。

5 特別活動については、ホームルーム活動を含めて、 各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとする。なお、特別の事情がある場合には、ホーム

ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行 わないものとすることができる。

#### 第3款 教育課程の実施と学習評価

- 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 各教科・科目等の指導に当たっては、次の事項に配 慮するものとする。
  - (1) 第1款の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく 実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまと まりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い 学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科・科目等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科・科目等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方(以下「見方・考え方」という。)が鍛えられていくことに留意し、生徒が各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

- (2) 第2款の2の(1)に示す言語能力の育成を図るため、 各学校において必要な言語環境を整えるとともに、 国語科を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、 生徒の言語活動を充実すること。あわせて、(6)に示 すとおり読書活動を充実すること。
- (3) 第2款の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。
- (4) 生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を<u></u>計画的に取り入れるように工夫すること。
- (5) 生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、 各教科・科目等の特質に応じた体験活動を重視し、 家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。
- (6) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。
- 2 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮する ものとする。

(1) 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に<u>評価</u> し、学習したことの意義や価値を実感できるように

#### 旧(平成21年告示)

ルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないも のとすることができる。

(第5款より移行)

数育課程の実施等に当たって配慮すべき事項 以上のほか、次の事項について配慮するものとする。

- (1) 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実すること。
- (10) 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が情報 モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネット ワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に 活用できるようにするための学習活動を充実すると ともに、これらの情報手段に加え、視聴覚教材や教育 機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。
- (5) <u>各教科・科目等の指導に当たっては</u>生徒が学習 の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりす る活動を計画的に取り入れるようにすること。
- (山) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。

(2) 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に<u>評価するとともに、指導の</u>過程や成果を評価し、指導の改

すること。また、各教科・科目等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善を学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。

(2) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。

#### 第4款 単位の修得及び卒業の認定

- 1 各教科・科目及び総合的な<u>探究</u>の時間の単位の修得 の認定
  - (1) 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に 従って各教科・科目を履修し、その成果が教科及び 科目の目標からみて満足できると認められる場合に は、その各教科・科目について履修した単位を修得 したことを認定しなければならない。
  - (2) 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に 従って総合的な<u>探究</u>の時間を履修し、その成果が第 4章<u>の第2の1に基づき定められる</u>目標からみて満 足できると認められる場合には、総合的な<u>探究</u>の時 間について履修した単位を修得したことを認定しな ければならない。
  - (3) 学校においては、生徒が1科目又は総合的な<u>探究</u>の時間を2以上の年次にわたって履修したときは、 各年次ごとにその各教科・科目又は総合的な<u>探究</u>の時間について履修した単位を修得したことを認定することを原則とする。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。
- 2 卒業までに修得させる単位数

学校においては、卒業までに修得させる単位数を定め、校長は、当該単位数を修得した者で、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるものについて、高等学校の全課程の修了を認定するものとする。この場合、卒業までに修得させる単位数は、74単位以上とする。なお、普通科においては、卒業までに修得させる単位数に含めることができる学校設定科目及び学校設定教科に関する科目に係る修得単位数は、合わせて20単位を超えることができない。

3 各学年の課程の修了の認定

学校においては、各学年の課程の修了の認定については、単位制が併用されていることを踏まえ、弾力的に行うよう配慮するものとする。

## 第5款 生徒の発達の支援

1 生徒の発達を支える指導の充実

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に 配慮するものとする。

- (1) 学習や生活の基盤として、教師と生徒との信頼関係及び生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、 日頃からホームルーム経営の充実を図ること。また、 主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダン スと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人 が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセ リングの双方により、生徒の発達を支援すること。
- (2) 生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい 人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送

#### 旧(平成21年告示)

善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。

#### 第6款 単位の修得及び卒業の認定

- 1 各教科・科目及び総合的な<u>学習</u>の時間の単位の修得 の認定
  - (1) 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に 従って各教科・科目を履修し、その成果が教科及び 科目の目標からみて満足できると認められる場合に は、その各教科・科目について履修した単位を修得 したことを認定しなければならない。
  - (2) 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に 従って総合的な<u>学習</u>の時間を履修し、その成果が第 4章<u>に定める</u>目標からみて満足できると認められる 場合には、総合的な<u>学習</u>の時間について履修した単 位を修得したことを認定しなければならない。
  - (3) 学校においては、生徒が1科目又は総合的な学習の時間を2以上の年次にわたって分割履修したときは、各年次ごとにその各教科・科目又は総合的な学習の時間について履修した単位を修得したことを認定することを原則とする。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。
- 2 卒業までに修得させる単位数

学校においては、卒業までに修得させる単位数を定め、校長は、当該単位数を修得した者で、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるものについて、高等学校の全課程の修了を認定するものとする。この場合、卒業までに修得させる単位数は、74単位以上とする。なお、普通科においては、卒業までに修得させる単位数に含めることができる学校設定科目及び学校設定教科に関する科目に係る修得単位数は、合わせて20単位を超えることができない。

3 各学年の課程の修了の認定

学校においては、各学年の課程の修了の認定については、単位制が併用されていることを踏まえ、弾力的に行うよう配慮するものとする。

#### (第5款の5より移行)

- (2) 学校の教育活動全体を通じて、個々の生徒の特性等の的確な把握に努め、その伸長を図ること。また、生徒が適切な各教科・科目や類型を選択し学校やホームルームでの生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、ガイダンスの機能の充実を図ること。
- (3) 教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が主

- <u>る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導と</u>関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。
- (3) 生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。
- (4) 学校の教育活動全体を通じて、個々の生徒の特性等の的確な把握に努め、その伸長を図ること。また、生徒が適切な各教科・科目や類型を選択し学校やホームルームでの生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるようにすること。
- (5) 生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3款の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。
- (6) 学習の遅れがちな生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行い、生徒の実態に応じ、例えば義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れるなど、指導内容や指導方法を工夫すること。
- 2 特別な配慮を必要とする生徒への指導
  - (1) 障害のある生徒などへの指導
    - ア 障害のある生徒などについては、特別支援学校 等の助言又は援助を活用しつつ、個々の生徒の障 害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を 組織的かつ計画的に行うものとする。
    - イ 障害のある生徒に対して、学校教育法施行規則 第140条の規定に基づき、特別の教育課程を編成 し、障害に応じた特別の指導(以下「通級による指導」という。)を行う場合には、学校教育法施行規 則第129条の規定により定める現行の特別支援学 校高等部学習指導要領第6章に示す自立活動の内 容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導 を行うものとする。その際、通級による指導が効 果的に行われるよう、各教科・科目等と通級によ る指導との関連を図るなど、教師間の連携に努め るものとする。
      - なお、通級による指導における単位の修得の認 定については、次のとおりとする。
      - (7) 学校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による指導を履修し、 その成果が個別に設定された指導目標からみ て満足できると認められる場合には、当該学校

#### 旧(平成21年告示)

- 体的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図ること。
- (4) 生徒が自己の在り方生き方を考え<u></u>主体的に進路 を選択することができるよう、学校の教育活動全体 を通じ、<u>計画的、組織的</u>な進路指導を<u>行い、キャリ</u> ア教育を推進すること。

- (6) 各教科・科目等の指導に当たっては、教師間の連携協力を密にするなど指導体制を確立するとともに、学校や生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、教師間の協力的な指導、生徒の学習内容の習熟の程度等に応じた弾力的な学級の編成など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること。
- (7) 学習の遅れがちな生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行い、生徒の実態に応じ、例えば義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れるなど、指導内容や指導方法を工夫すること。
- (8) 障害のある生徒などについては、<u>各教科・科目等</u>
  の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮
  を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を
  活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や
  医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携し
  た支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や 指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

#### 旧(平成21年告示)

- <u>の単位を修得したことを認定しなければならない。</u>
- (人) 学校においては、生徒が通級による指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とする。ただし、年度途中から通級による指導を開始するなど、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得の認定を行うことができる。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。
- ウ 障害のある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科・科目等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の障害の状態等の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。
- (2) 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応 や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語 指導
  - ア 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。
  - イ 日本語の習得に困難のある生徒については、 個々の生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の 工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。
- (3) 不登校生徒への配慮
  - ア 不登校生徒については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の生徒の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。
  - イ 相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席する と認められる生徒等を対象として、文部科学大臣 が認める特別の教育課程を編成する場合には、生 徒の実態に配慮した教育課程を編成するととも に、個別学習やグループ別学習など指導方法や指 導体制の工夫改善に努めるものとする。

## 第6款 学校運営上の留意事項

- <u>教育課程の改善と学校評価</u>,教育課程外の活動との 連携等
  - ア 各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

(9) 海外から帰国した生徒などについては、学校生活 への適応を図るとともに、外国における生活経験を 生かすなど適切な指導を行うこと。

- ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。
- 2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携 教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に 配慮するものとする。
  - ア 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。
  - イ 他の高等学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、 小学校、中学校、特別支援学校及び大学などとの間 の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童 生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重 し合いながら協働して生活していく態度を育むよう にすること。

#### 第7款 道徳教育に関する配慮事項

道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、第6款までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。

- 1 各学校においては、第1款の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師(「道徳教育推進教師」という。)を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校の実態に応じ、指導の方針や重点を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにすること。その際、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮すること。
- 2 道徳教育を進めるに当たっては、中学校までの特別の教科である道徳の学習等を通じて深めた、主として自分自身、人との関わり、集団や社会との関わり、生命や自然、崇高なものとの関わりに関する道徳的諸価値についての理解を基にしながら、様々な体験や思索の機会等を通して、人間としての在り方生き方についての考えを深めるよう留意すること。また、自立心や自律性を高め、規律ある生活をすること、生命を尊重する心を育てること、社会連帯の自覚を高め、主体

#### 旧(平成21年告示)

(13) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

(14) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、高等学校間や中学校、特別支援学校及び大学などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒などとの交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

#### (第5款の3より移行)

(4) 全教師が協力して道徳教育を展開するため、第1 款の2に示す道徳教育の目標を踏まえ、指導の方針 や重点を明確にして、学校の教育活動全体を通じて 行う道徳教育について、その全体計画を作成すること。

的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに関する指導が適切に行われるよう配慮すること。

- 3 学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えるととともに、就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるように留意すること。
- 4 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深めること。

## 第4章 総合的な探究の時間

## 第1 目標

探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究の過程において、課題の発見と解決に必要な 知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成 し、探究の意義や価値を理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活と自己との関わりから問いを見い だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析 して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。

## 第2 各学校において定める目標及び内容

#### 1 目標

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な探究の時間の目標を定める。

2 内容

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の 総合的な探究の時間の内容を定める。

- 3 <u>各学校において定める目標及び内容の取扱い</u> <u>各学校において定める目標及び内容の設定に当たっ</u>
  - ては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 各学校において定める目標については、各学校に
  - (1) 各学校において定める目標については、各学校に おける教育目標を踏まえ、総合的な探究の時間を通 して育成を目指す資質・能力を示すこと。
  - (2) 各学校において定める目標及び内容については、 他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、他 教科等で育成を目指す資質・能力との関連を重視す スニと
  - (3) 各学校において定める目標及び内容については、 地域や社会との関わりを重視すること。
  - (4) 各学校において定める内容については、目標を実現するにふさわしい探究課題、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を示すこと。

#### 旧(平成21年告示)

#### 第4章 総合的な学習の時間

#### 第1 目標

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自 ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断 し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成すると ともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解 決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができる ようにする。

## 第2 各学校において定める目標及び内容

#### 1 目標

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な<u>学習</u>の時間の目標を定める。

#### 2 内容

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の 総合的な学習の時間の内容を定める。

#### (第3の1より移行)

(3) <u>第2の</u>各学校において定める目標及び内容については、日常生活や社会とのかかわりを重視すること。

- (5) <u>目標を実現するにふさわしい探究課題</u>については、地域や学校の実態、生徒の特性等に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の進路に関する課題などを踏まえて設定すること。
- (6) 探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力については、次の事項に配慮すること。
  - ア 知識及び技能については、他教科等及び総合的 な探究の時間で習得する知識及び技能が相互に関 連付けられ、社会の中で生きて働くものとして形 成されるようにすること。
  - イ 思考力、判断力、表現力等については、課題の 設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現な どの探究の過程において発揮され、未知の状況に おいて活用できるものとして身に付けられるよう にすること。
  - <u>ウ</u> 学びに向かう力、人間性等については、自分自身に関すること<u>及び</u>他者や社会との関わりに関することの両方の視点を踏まえること。
- (7) 目標を実現するにふさわしい探究課題及び探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力については、教科・科目等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力が育まれ、活用されるものとなるよう配慮すること。

#### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮する ものとする。
  - (1) 年間や、単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、生徒や学校、地域の実態等に応じて、生徒が探究の見方・考え方を働かせ、教科・科旦等の枠を超えた横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動の充実を図ること。
  - (2) 全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、 学校における全教育活動との関連の下に、目標及び 内容、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価 の計画などを示すこと。
  - (3) 目標を実現するにふさわしい探究課題を設定する に当たっては、生徒の多様な課題に対する意識を生 かすことができるよう配慮すること。
  - (4) 他教科等及び総合的な探究の時間で身に付けた資質・能力を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。その際、言語能力、情報活用能力など全ての学習の基盤となる資質・能力を重視すること。
  - (5) 他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ, 第1の目標並びに第2の各学校において定める目標 及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。
  - (6) 各学校における総合的な探究の時間の名称につい

#### 旧(平成21年告示)

#### (第3の1より移行)

(5) 学習活動については、地域や学校の特色、生徒の特性等に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について知識や技能の深化、総合化を図る学習活動、自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動などを行うこと。

#### (第3の1より移行)

(4) <u>育てようとする資質や能力及び態度については</u> <u>例えば、学習方法に関すること</u>自分自身に関する こと<u>他者や社会とのかかわり</u>に関すること<u>など</u>の 視点を踏まえること。

#### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
  - (2) 地域や学校、生徒の実態等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な学習、生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うこと。
  - (1) 全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、 学校における全教育活動との関連の下に、目標及び 内容、<u>育てようとする資質や能力及び態度、</u>学習活 動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを 示すこと。
  - (6) <u>各教科・科目及び特別活動で身に付けた知識や技能等</u>を相互に関連付け、学習や生活において生かし、 それらが総合的に働くようにすること。
  - (7) <u>各教科・科目及び特別活動</u>の目標及び内容との違いに留意しつつ、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。
  - (8) 各学校における総合的な学習の時間の名称につい

ては、各学校において適切に定めること。

- (7) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う 場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の 工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (8) 総合学科においては、総合的な探究の時間の学習活動として、原則として生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について知識や技能の深化、総合化を図る学習活動を含むこと。
- 2 内容の取扱いに<u>当たって</u>は、次の事項に配慮するものとする。
  - (1) 第2の各学校において定める目標及び内容に基づき、生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと。
  - (2) 課題の設定においては、生徒が自分で課題を発見する過程を重視すること。
  - (3) 第2の3の(6)のウにおける両方の視点を踏まえた 学習を行う際には、これらの視点を生徒が自覚し、 内省的に捉えられるよう配慮すること。
  - (4) 探究の過程においては、他者と<u>協働</u>して<u>課題を</u>解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。<u>その際、例えば、比較する、分類する、関連付けるなどの考えるための技法が自在に</u>活用されるようにすること。
  - (5) 探究の過程においては、コンピュータや情報通信 ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われ るよう工夫すること。その際、情報や情報手段を主 体的に選択し活用できるよう配慮すること。
  - (6) 自然体験や就業体験活動,ボランティア活動などの社会体験,ものづくり,生産活動などの体験活動, 観察・実験・実習,調査・研究,発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。
  - (7) 体験活動については、第1の目標並びに第2の各 学校において定める目標及び内容を踏まえ、探究の 過程に適切に位置付けること。
  - (8) グループ学習や個人研究などの多様な学習形態,地域の人々の協力も得つつ、全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行うこと。
  - (9) 学校図書館の活用,他の学校との連携,公民館, 図書館,博物館等の社会教育施設や社会教育関係団 体等の各種団体との連携,地域の教材や学習環境の 積極的な活用などの工夫を行うこと。
  - (10) 職業や自己の進路に関する学習を行う際には、探究に取り組むことを通して、自己を理解し、将来の在り方生き方を考えるなどの学習活動が行われるようにすること。

#### 旧(平成21年告示)

ては、各学校において適切に定めること。

- (9) 総合学科においては、総合的な学習の時間の学習 活動として、原則として生徒が興味・関心、進路等 に応じて設定した課題について知識や技能の深化、 総合化を図る学習活動を含むこと。
- 2 <u>第2の</u>内容の取扱いに<u>ついて</u>は、次の事項に配慮するものとする。
  - (1) 第2の各学校において定める目標及び内容に基づき,生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと。
  - (2) <u>問題の解決や探究活動</u>の過程においては、他者と <u>協同して問題を</u>解決しようとする学習活動や、言語 により分析し、まとめたり表現したりするなどの学 習活動が行われるようにすること。

- (3) 自然体験や就業体験活動,ボランティア活動などの社会体験,ものづくり,生産活動などの体験活動, 観察・実験・実習,調査・研究,発表や討論などの 学習活動を積極的に取り入れること。
- (4) 体験活動については、第1の目標並びに第2の各 学校において定める目標及び内容を踏まえ、<u>問題の</u> <u>解決や探究活動</u>の過程に適切に位置付けること。
- (5) グループ学習や個人研究などの多様な学習形態, 地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指 導に当たるなどの指導体制について工夫を行うこ と。
- (6) 学校図書館の活用,他の学校との連携,公民館, 図書館,博物館等の社会教育施設や社会教育関係団 体等の各種団体との連携,地域の教材や学習環境の 積極的な活用などの工夫を行うこと。

#### 第5章 特別活動

#### 第1 目標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、 様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いの よさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課 題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を 育成することを目指す。

(1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活

#### 第5章 特別活動

#### 第1 目標

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

<u>動を行う上で必要となることについて理解し、行動</u> の仕方を身に付けるようにする。

- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

## 第2 各活動・学校行事の目標及び内容

[ホームルーム活動]

1 目標

ホームルームや学校での生活をよりよくするための 課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成 し、役割を分担して協力して実践したり、ホームルー ムでの話合いを生かして自己の課題の解決及び将来の 生き方を描くために意思決定して実践したりすること に、自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の 目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

2 内容

1の資質・能力を育成するため、全ての学年において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

(1) ホームルームや学校<u>における</u>生活づくり<u>への参画</u> ア ホームルームや学校における生活上の諸問題の 解決

ホームルームや学校における生活を向上・充実 させるための課題を見いだし、解決するために話 し合い、合意形成を図り、実践すること。

- イ ホームルーム内の組織づくり<u>や役割の自覚</u> ホームルーム生活の充実や向上のため、生徒が 主体的に組織をつくり、役割を自覚しながら仕事 を分担して、協力し合い実践すること。
- ウ 学校における多様な集団の生活の向上 生徒会などホームルームの枠を超えた多様な集 団における活動や学校行事を通して学校生活の向 上を図るため、ホームルームとしての提案や取組 を話し合って決めること。
- (2) <u>日常の生活や学習への</u>適応と<u>自己の</u>成長及び健康 安全
  - <u>ア</u> <u>自他の</u>個性の理解と尊重<u>よりよい</u>人間関係の 形成

自他の個性を理解して尊重し、互いのよさや可 能性を発揮し、コミュニケーションを図りながら よりよい集団生活をつくること。

**イ** 男女相互の理解と協力

男女相互について理解するとともに、共に協力 し尊重し合い、充実した生活づくりに参画すること。

ウ 国際理解と国際交流の推進

我が国と他国の文化や生活習慣などについて理解し、よりよい交流の在り方を考えるなど、共に尊重し合い、主体的に国際社会に生きる日本人としての在り方生き方を探求しようとすること。

工 青年期の悩みや課題とその解決

#### 旧(平成21年告示)

## 第2 各活動・学校行事の目標及び内容

[ホームルーム活動]

1 目標

ホームルーム活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてホームルームや学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

2 内容

学校における生徒の基礎的な生活集団として編成したホームルームを単位として、ホームルームや学校の 生活の充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応に 資する活動を行うこと。

- (1) ホームルームや学校の生活づくり
  - ア ホームルームや学校における生活上の諸問題の 解決
  - イ ホームルーム内の組織づくりと自主的な活動
  - ウ 学校における多様な集団の生活の向上
- (2) 適応と成長及び健康安全
  - イ 自己及び他者の個性の理解と尊重
  - <u>オ コミュニケーション能力の育成と</u>人間関係の<u>確</u> 立
  - エ 男女相互の理解と協力
  - <u>キ</u> 国際理解と国際交流
  - ア 青年期の悩みや課題とその解決

<u>心や体に関する正しい理解を基に、適切な行動をとり、悩みや不安に向き合い乗り越えようとす</u>ること。

<u>オ</u> 生命の尊重と<u>心身ともに健康で</u>安全な生活態度 や規律ある習慣の確立

節度ある健全な生活を送るなど現在及び生涯に わたって心身の健康を保持増進することや、事件 や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

- (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現
  - ア 学校生活と社会的・職業的自立の意義の理解 現在及び将来の生活や学習と自己実現とのつな がりを考えたり、社会的・職業的自立の意義を意 識したりしながら、学習の見通しを立て、振り返 ること。
  - イ 主体的な学習態度の確立と学校図書館等の活用 自主的に学習する場としての学校図書館等を活 用し、自分にふさわしい学習方法や学習習慣を身 に付けること。
  - ウ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成 社会の一員としての自覚や責任をもち、社会生 活を営む上で必要なマナーやルール、働くことや 社会に貢献することについて考えて行動するこ と。
  - 工 主体的な進路の選択決定と将来設計 適性やキャリア形成などを踏まえた教科・科目 を選択することなどについて、目標をもって、在 り方生き方や進路に関する適切な情報を収集・整 理し、自己の個性や興味・関心と照らして考える こと。

#### 3 内容の取扱い

- (1) 内容の(1)の指導に当たっては、集団としての意見をまとめる話合い活動など中学校の積み重ねや経験を生かし、それらを発展させることができるよう工夫すること。
- (2) 内容の(3)の指導に当たっては、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の在り方生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、生徒が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること。

#### [生徒会活動]

## 1 目標

異年齢の生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

#### 2 内容

1の資質・能力を育成するため、学校の全生徒をもって組織する生徒会において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

(1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営 生徒が主体的に組織をつくり、役割を分担し、計 画を立て、学校生活の課題を見いだし解決するため に話し合い、合意形成を図り実践すること。

#### 旧(平成21年告示)

- ク 心身の健康と健全な生活態度や規律ある習慣の 確立
- <u>ケ</u> 生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の 確立

#### (3) 学業と進路

- ア 学ぶことと働くことの意義の理解
- ウ 教科・科目の適切な選択
- イ 主体的な学習態度の確立と学校図書館の利用
- <u>オ</u> 望ましい勤労観・職業観の<u>確立</u> ((2)より移行)
  - ウ 社会生活における役割の自覚と自己責任
  - カ ボランティア活動の意義の理解と参画
  - エ 進路適性の理解と進路情報の活用
  - カ 主体的な進路の選択決定と将来設計

#### [生徒会活動]

## 1 目標

生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、 集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参 画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実 践的な態度を育てる。

#### 2 内容

学校の全生徒をもって組織する生徒会において、<u>学</u>校生活の充実と向上を図る活動を行うこと。

- (1) 生徒会の計画や運営
- (2) 異年齢集団による交流
- (3) 生徒の諸活動についての連絡調整

#### (2) 学校行事への協力

学校行事の特質に応じて、生徒会の組織を活用して、計画の一部を担当したり、運営に主体的に協力したりすること。

(3) ボランティア活動などの社会参画

地域や社会の課題を見いだし、具体的な対策を考 之、実践し、地域や社会に参画できるようにするこ と。

## 〔学校行事〕

#### 1 目標

全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団で協力 し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通 して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を 養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成す ることを目指す。

#### 2 内容

1の資質・能力を育成するため、全校若しくは学年 又はそれらに準ずる集団を単位として、次の各行事に おいて、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充 実と発展に資する体験的な活動を行うこと<u>を通して、</u> それぞれの学校行事の意義及び活動を行う上で必要と なることについて理解し、主体的に考えて実践できる よう指導する。

#### (1) 儀式的行事

学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で 清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付 けとなるようにすること。

#### (2) 文化的行事

平素の学習活動の成果を<u>発表し</u>,<u>自己の</u>向上の意欲を一層高めたり,文化や芸術に親しんだりするようにすること。

#### (3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進<u>事件や事故</u> 災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動 の体得,運動に親しむ態度の育成,責任感や連帯感 の涵養,体力の向上などに資するよう<u>にする</u>こと。

#### (4) 旅行·集団宿泊的行事

平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係 <u>を築くなどの</u>集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること。

## (5) 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験活動などの勤労観・職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。

#### 3 内容の取扱い

(1) 生徒や学校、地域の実態に応じて、内容に示す行事の種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、各行事の趣旨を生かした上で、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合った

#### 旧(平成21年告示)

#### (4) 学校行事への協力

#### (5) ボランティア活動などの社会参画

#### 「学校行事]

#### 1 目標

学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活や社会生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

#### 2 内容

全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。

#### (1) 儀式的行事

学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で 清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付 けとなるような活動を行うこと。

#### (2) 文化的行事

平素の学習活動の成果を<u>総合的に生かし</u>, <u>その</u>向 上の意欲を一層高めたり, 文化や芸術に親しんだり するよう<u>な活動を行う</u>こと。

#### (3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進<u>などについて</u> <u>の理解を深め、</u>安全な行動や規律ある集団行動の体 得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵 養、体力の向上などに資するよう<u>な活動を行う</u>こと。

#### (4) 旅行·集団宿泊的行事

平素と異なる生活環境にあって,見聞を広め,自然や文化などに親しむとともに,集団生活の在り方や公衆道徳などについての<u>望ましい</u>体験を積むことができるような活動を行うこと。

## (5) 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験などの職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。

#### (第3の2より移行)

(3) [学校行事] については、学校や地域及び生徒の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、入学から卒業までを見通して、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通

りするなどの事後の活動を充実すること。

#### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
  - (1) 特別活動の各活動及び学校行事を見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう、生徒が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視すること。
  - (2) <u>各学校においては、次の事項を踏まえて</u>特別活動 の全体計画や各活動<u>及び</u>学校行事の年間指導計画<u>を</u> 作成すること。
    - <u>ア</u> 学校の創意工夫を生か<u>し</u>, ホームルームや学校, <u>地域の実態, 生徒の発達の段階などを考慮するこ</u> <u>と。</u>
    - イ 第2に示す内容相互及び各教科・科目、総合的 な探究の時間などの指導との関連を図り、生徒に よる自主的、実践的な活動が助長されるようにす ること。特に社会において自立的に生きることが できるようにするため、社会の一員としての自己 の生き方を探求するなど、人間としての在り方生 き方の指導が行われるようにすること。
    - ウ 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。その際、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験的な活動や就業体験活動などの勤労に関わる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れること。
  - (3) ホームルーム活動における生徒の自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、個々の生徒についての理解を深め、教師と生徒、生徒相互の信頼関係を育み、ホームルーム経営の充実を図ること。その際、特に、いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにすること。
  - (4) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う 場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の 工夫を計画的、組織的に行うこと。
  - (5) 第1章第1款の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。
  - (6) ホームルーム活動については、主としてホームルームごとにホームルーム担任の教師が指導することを原則とし、活動の内容によっては他の教師などの協力を得ること。
- 2 内容の取扱いに<u>当たって</u>は、次の事項に配慮するものとする。
  - (1) <u>ホームルーム活動及び生徒会活動</u>の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにする<u>こと。その際</u>よりよい生活を築

#### 旧(平成21年告示)

して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実する<u>よう工夫する</u>こと。

#### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達の段階及び特性等を考慮し、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、各教科・科目や総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。その際、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験的な活動や就業体験などの勤労にかかわる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れること。
- (4) [ホームルーム活動] を中心として特別活動の全体を通じて、特に社会において自立的に生きることができるようにするため、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど、人間としての在り方生き方の指導が行われるようにすること。その際、他の教科、特に公民科や総合的な学習の時間との関連を図ること。

- 4 [ホームルーム活動] については、主としてホーム ルームごとにホームルーム担任の教師が指導すること を原則とし、活動の内容によっては他の教師などの協 力を得ることとする。
- 2 <u>第2の</u>内容の取扱いに<u>ついて</u>は、次の事項に配慮す るものとする。
  - (1) [ホームルーム活動] 及び[生徒会活動] の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにするとともに、内容相互の関連を

くために自分たちできまりをつくって守る活動など を充実するよう工夫すること。

- (2) 生徒及び学校の実態並びに第1章第7款の1に示す道徳教育の重点などを踏まえ、各学年において取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、必要に応じて、内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。
- (3) 学校生活への適応や人間関係の形成、教科・科目や進路の選択などについては、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリング(教育相談を含む。)の双方の趣旨を踏まえて指導を行うこと。特に入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望や目標をもって生活をできるよう工夫すること。あわせて、生徒の家庭との連絡を密にすること。
- (4) 異年齢集団による交流を重視するとともに、幼児、 高齢者、障害のある人々などとの交流や対話、障害 のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を 通して、協働することや、他者の役に立ったり社会 に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実 すること。
- (5) 特別活動の一環として学校給食を実施する場合には、食育の観点を踏まえた適切な指導を行うこと。
- 3 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、 国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導す るものとする。

#### 旧(平成21年告示)

図るよう工夫すること。また、よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などを充実するよう工夫すること。

(2) [ホームルーム活動] 及び [生徒会活動] については、学校や地域及び生徒の実態に応じて、取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、入学から卒業までを見通して、必要に応じて内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。また、[ホームルーム活動] については、個々の生徒についての理解を深め、生徒との信頼関係を基礎に指導を行うとともに、生徒指導との関連を図るようにすること。

#### (1より移行)

- (3) 学校生活への適応や人間関係の形成、教科・科目や進路の選択など<u>の指導に当たっては、</u>ガイダンスの機能を充実するよう [ホームルーム活動] 等の指導を工夫すること。特に、高等学校入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望と目標をもって生活をできるよう工夫すること。
- (2) 生徒指導の機能を十分に生かすとともに、教育相 <u>談</u>(進路相談を含む。)についても、</u>生徒の家庭との 連絡を密にし、適切に実施できるようにすること。

- (4) 特別活動の一環として学校給食を実施する場合には、食育の観点を踏まえた適切な指導を行うこと。
- 3 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、 国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導す るものとする。

IH III II = 0=0 0001		
旭 川 校 〒070-0034	旭川市四条通8-1703-12 日本生命旭川四条通ビル8F	<b>☎</b> 0166(26)6990
札 幌 校 〒060-0807	札幌市北区北7条西4-17-1 KDX札幌北口ビル	<b>☎</b> 011(726)3050
函 館 校 〒040-0011	函館市本町8-18 ベストアメニティ五稜郭ビル2F	<b>☎</b> 0138(31)3412
青森校〒030-0801	青森市新町1-1-14 損保ジャパン日本興亜青森ビル2F	<b>☎</b> 017(774)1515
仙 台 校 〒980-6127	仙台市青葉区中央1-3-1 アエル27 F	<b>☎</b> 022(263)0731
秋 田 校 〒010-0001	秋田市中通2-2-7 トラストワンビル21 3 F	<b>☎</b> 018(837)5331
津田沼校 〒274-0825	船橋市前原西 2-14-2 津田沼駅前安田ビル9F	<b>☎</b> 047(493)8370
大宮校〒330-0854	さいたま市大宮区桜木町2-380-1	<b>☎</b> 048(654)7501
東京校〒160-0023	東京都新宿区西新宿1-7-1 松岡セントラルビル3F	<b>☎</b> 03(3348)0731
お茶の水校 〒101-0062	東京都千代田区神田駿河台2-1-20 お茶の水ユニオンビル3F	<b>☎</b> 03(3291)0731
池 袋 校 〒171-0021	東京都豊島区西池袋1-11-1 メトロポリタンプラザビル13 F	<b>☎</b> 03(5954)0731
立 川 校 〒190-0023	立川市柴崎町3-5-2	<b>☎</b> 042(529)7530
横 浜 校 〒220-0004	横浜市西区北幸 1-4-1 横浜天理ビル11 F	<b>☎</b> 045(320)0731
町 田 校 〒194-0022	町田市森野1-22-14 小田急シティビル町田4F	<b>☎</b> 042(721)5001
新 潟 校 〒950-0901	新潟市中央区弁天1-1-22 東信新潟ビル6F	<b>☎</b> 025(247)7291
静 岡 校 〒420-0857	静岡市葵区御幸町11-30 エクセルワード静岡ビル3F	<b>☎</b> 054(273)6361
名古屋校 〒450-6306	名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋6F	<b>☎</b> 052(563)2095
金 沢 校 〒920-0856	金沢市昭和町16-1 ヴィサージュ 12 F	<b>☎</b> 076(263)3870
京都校〒600-8006	京都市下京区四条通柳馬場西入ル立売中之町99 四条SETビル6 F	<b>☎</b> 075 (252) 0762
大阪校〒530-0001	大阪市北区梅田1-3-1 大阪駅前第一ビル12F	<b>☎</b> 06(6345)0731
難 波 校 〒556-0017	大阪市浪速区湊町1-2-3 マルイト難波ビル7F	<b>☎</b> 06(6645)0731
神 戸 校 〒650-0034	神戸市中央区京町75-1 京町栄光ビルディング1F	<b>☎</b> 078(391)0731
岡 山 校 〒700-0024	岡山市北区駅元町15-1 リットシティビル3F	<b>☎</b> 086(255)6244
広島校〒730-0031	広島市中区紙屋町2-2-6 紙屋町イワミビル7F	<b>☎</b> 082(541)0731
高 松 校 〒760-0019	高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー 11 F	<b>☎</b> 087(821)1731
松 山 校 〒790-0005	松山市花園町 1-3 日本生命松山市駅前ビル4F	<b>☎</b> 089 (947)6605
北九州校 〒802-0001	北九州市小倉北区浅野1-1-1 小倉駅北口ビル3F	<b>☎</b> 093(541)1511
福 岡 校 〒810-0001	福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡5F	<b>☎</b> 092(716)5533
長 崎 校 〒850-0032	長崎市興善町2-24 長崎第一生命ビル3F	<b>☎</b> 095(818)5033
大 分 校 〒870-0035	大分市中央町1-1-5 大分第一生命ビル2F	<b>☎</b> 097 (536) 7588
熊 本 校 〒860-0805	熊本市中央区桜町1-20 西嶋三井ビルディング2F	<b>☎</b> 096(359)7611
鹿児島校 〒892-0842	鹿児島市東千石町 14-10 天文館三井生命 南国テレホンビル6 F	<b>☎</b> 099(227)3455

 編 著 東 京 ア カ デ ミ ー

 発行人 佐 川 泰 宏

 発行所 (株) ティーエーネットワーク